

いじめ防止基本方針

～すべての児童が安全安心な学校生活を送れるように～

平成26年1月31日 策定

令和6年3月23日 改訂

◆はじめに◆

学校教育において、今、「いじめ問題」が児童生徒指導上の課題となっている。また、近年、インターネットへの書き込みや画像の投稿など、新たないじめ問題も生じ、いじめはますます複雑化、潜在化する様相を見せている。

こうした中、今一度、全教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、学校長のリーダーシップのもと組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

このため、本校では、平成25年12月に横浜市教育委員会が作成した「横浜市いじめ防止基本方針」をもとに、いじめ早期発見の手だてやいじめが起きた場合の対応の在り方等のポイントを具体的に示すとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方を加え、いじめ問題を学校全体として正しく理解するため、「上飯田小学校いじめ防止基本方針」としてここに策定した。

教職員一人ひとりがまずは熟読するとともに、学校において校内研修を実施するなど積極的な活用を図り、日々の教育活動の中で心を育む教育を充実させることにより、すべての児童が安全安心な学校生活を過ごすことができる環境を築いていけるものとする。

◆もくじ◆

はじめに・もくじ	1
(1) いじめ防止に向けた学校の考え方	2
(2) 「学校いじめ防止対策委員会」の設置	3
(3) いじめの未然防止、早期発見・事案対応	5
(4) 重大事態への対応	14
(5) いじめ防止対策の点検・見直し	14

(1) いじめ防止に向けた学校の考え方

①「いじめ」の定義

法令2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にあるほかの児童等が行う心理的又は物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

②いじめ防止等に向けての基本理念

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは人と人とのかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、だれもが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

- いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- 子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

☆上飯田小学校いじめ防止基本方針策定の目的

上飯田小学校では上記の考え方のもと、全ての教職員が「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題にまったく無関係で済む児童はいない。」という基本認識をもち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう「上飯田小学校いじめ防止基本方針」を策定する。いじめ防止のための基本姿勢として、以下の4つのポイントをあげる。

- いじめを未然防止するため、児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- いじめの早期発見のためのいじめを許さない・見過ごさない雰囲気作りに努める。
- いじめの早期解決のために、組織的な対応を行い、さまざまな手段を講じる。
- 当該児童の安全を保証するとともに、学校内に限らず各種団体や専門家と協力して対応していけるよう、相談体制・指導体制の充実を図る。

(2) 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志をもち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められる。

本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、学校長が任命したいじめ問題に特化した機動的な「いじめ防止対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、児童の状況や地域の実態に応じた取組をする。

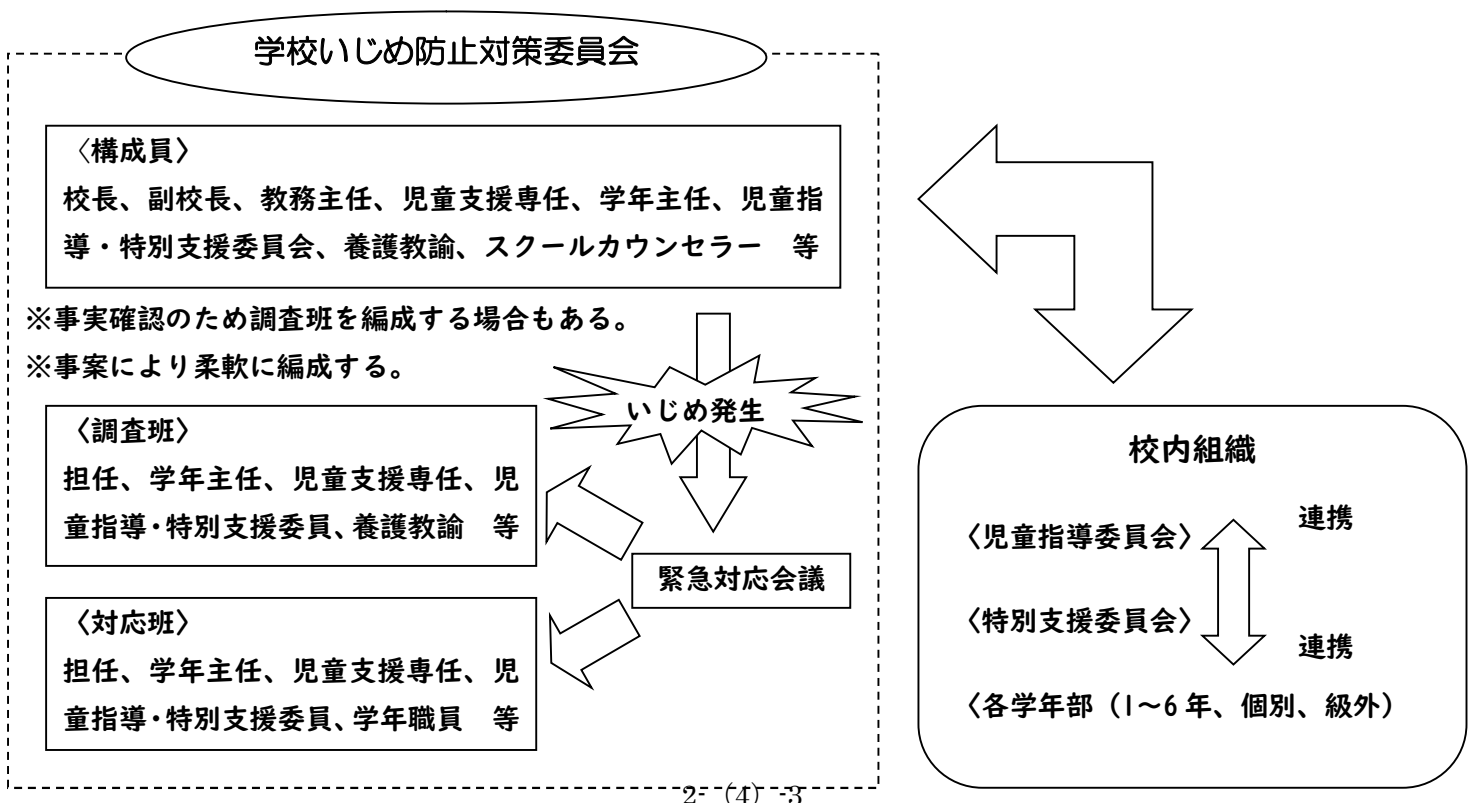
①委員会の構成員

- いじめ防止対策委員会は、学校長が任命した副校長、教務主任、児童支援専任、学年主任、児童指導・特別支援委員会を中心に、養護教諭、スクールカウンセラーなどをメンバーとして設置する。なおメンバーは実態等に応じて柔軟に対応することも考える。
- いじめ防止対策委員会は、いじめ対策に特化した役割を明確にしておくことが大切である。

②委員会の運営

- 「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上、定期的で開催する。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- 校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

《学校いじめ防止対策委員会組織》



③委員会の活動内容

「学校いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核の役割をになうもので、具体的な活動内容は主に以下の通りである。

●未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知

●早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

●取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCA サイクルの実行を含む。）

(3) いじめ未然防止、早期発見・事案対処

①いじめの未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にもどの学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。児童・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取り組みを計画・実施する必要がある。

●教職員の気づき

児童や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り児童と場を共にすることが必要である。その中で、児童のささいな言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められている。

●実態把握の方法

児童一人ひとりの状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要である。そのためには、児童及び保護者への定期的な意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査（Y-P アセスメントシート）等を実態把握の一つの方法として用いることも有効である。また、配慮を要する子どもたちの進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行う必要がある。

●児童へのまなざしと信頼

児童は、教職員の一举手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員には、児童の良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められる。

●心の通い合う教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、児童生徒指導について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が必要である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、児童と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要である。

●自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が、児童を成長させる。また、教職員の子どもたちへの温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、児童は大きく変化するものである。

●人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを児童に理解させることが大切である。また、児童が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

●道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。

児童は、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。道徳の授業では、学級の児童の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うことが重要である。

●保護者や地域への働きかけ

PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者の研修会の開催やHP、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行うことも大切である。

②いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、児童に関わる全ての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集することが大切である。

●児童の立場に立つ

児童一人ひとりを人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、児童の言葉をきちんと受けとめ、児童の立場に立ち、児童を守るという姿勢が大切である。

●児童を共感的に理解する

集団の中で配慮を要する児童に気づき、児童の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められている。そのためには、児童の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に児童の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要である。

●日々の観察～児童がいるところには、教職員がいる～

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配る。「児童がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、児童と共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。また、教室には日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をすることが大切である（児童支援専任や学校カウンセラー等）。

●観察の視点～集団を見る視点が必要～

成長の発達段階からみると、児童は小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、その時期にいじめが発生しやすくなる。その発達時期をどのように過ごしてきたのかなど担任を中心に情報を収集し学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる必要がある。

●定期的なアンケート、いじめ解決一斉キャンペーンの実施

定期的に「アンケートを実施するなどして、児童の悩みや不安に気づいたり、担任には普段見せない児童間の人間関係を把握したりする。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

●教育相談（学校カウンセリング）～気軽に相談できる雰囲気づくり～

日常生活の中での教職員の声かけ等、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要である。それは、教職員と子どもたちの信頼関係の上で形成されるものである。また、定期的な教育相談週問を設けて、全児を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備することが必要である。

●相談しやすい環境づくり

児童が、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめている

側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきである。その対応如何によっては、教職員への不信を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化することも考えられる。

☆いじめ早期発見のためのチェックリスト☆

〈いじめが起こりやすい・起こっている集団〉

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- 掲示物が破れていたり落書きがあったりする
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴムを投げたりノートを回したりしている

〈いじめられている児童生徒〉

●日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 顔色が悪く、元気がない
- 早退や一人で下校をすることが増える
- 遅刻・欠席が多くなる
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ときどき涙ぐんでいる
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

●授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 一人でいることが多い
- 班編成の時に孤立しがちである
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員の近くにいたがる
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

●昼食・清掃時

- 好きな物を他の児童生徒にあげる
- 他の児童生徒の机から机を少し離している
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 食べ物にいたずらされる
- いつも雑巾がけやゴミ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

●その他

- トイレなどに個人を中傷される落書きが書かれる
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 理由もなく成績が突然下がる
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- 服に靴の跡がついている
- ボタンが取れたり、ポケットが破れたりしている
- 手や足にすり傷やあざがある
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金をもち、友だちにおごるなどする

〈いじめている児童生徒〉

- 多くのストレスを抱えている
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 特定の児童生徒にのみ強い仲間意識をもつ

- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の児童生徒に指示を出す
- 他の児童生徒に対して威嚇する表情をする
- 活発に活動するが他の児童生徒にきつい言葉を使う

③いじめに対する措置

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

【いじめ発見時の緊急対応】

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、ただちに学級担任、学年主任、児童支援専任（いじめ防止対策委員会）に連絡し、管理職に報告する。

●いじめられた児童・いじめを知らせた児童を守り通す

- ・いじめられていると相談に来た児童や、いじめの情報を伝えに来た児童から話を聴く場合は、他の児童たちの目に触れないよう、場所、時間に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている児童といじめている児童を別の場所で行うことが必要である。
- ・状況に応じて、いじめられている児童、いじめ情報を伝えた児童を徹底して守るため、登下校、休み時間・清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

●事実確認と情報の共有

- ・いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている児童から聴き取るとともに、周囲の児童や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員（学年主任・担任・専任）で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- ・短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

【いじめが起きた場合の対応】

●いじめられた児童に対して

- ・事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

●いじめられた児童の保護者に対して

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に相談し、事実関係を直接伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で児童の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

●いじめた児童に対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童の背景にも目を向け指導する。

- ・心理的な孤独・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

●いじめた児童の保護者に対して】

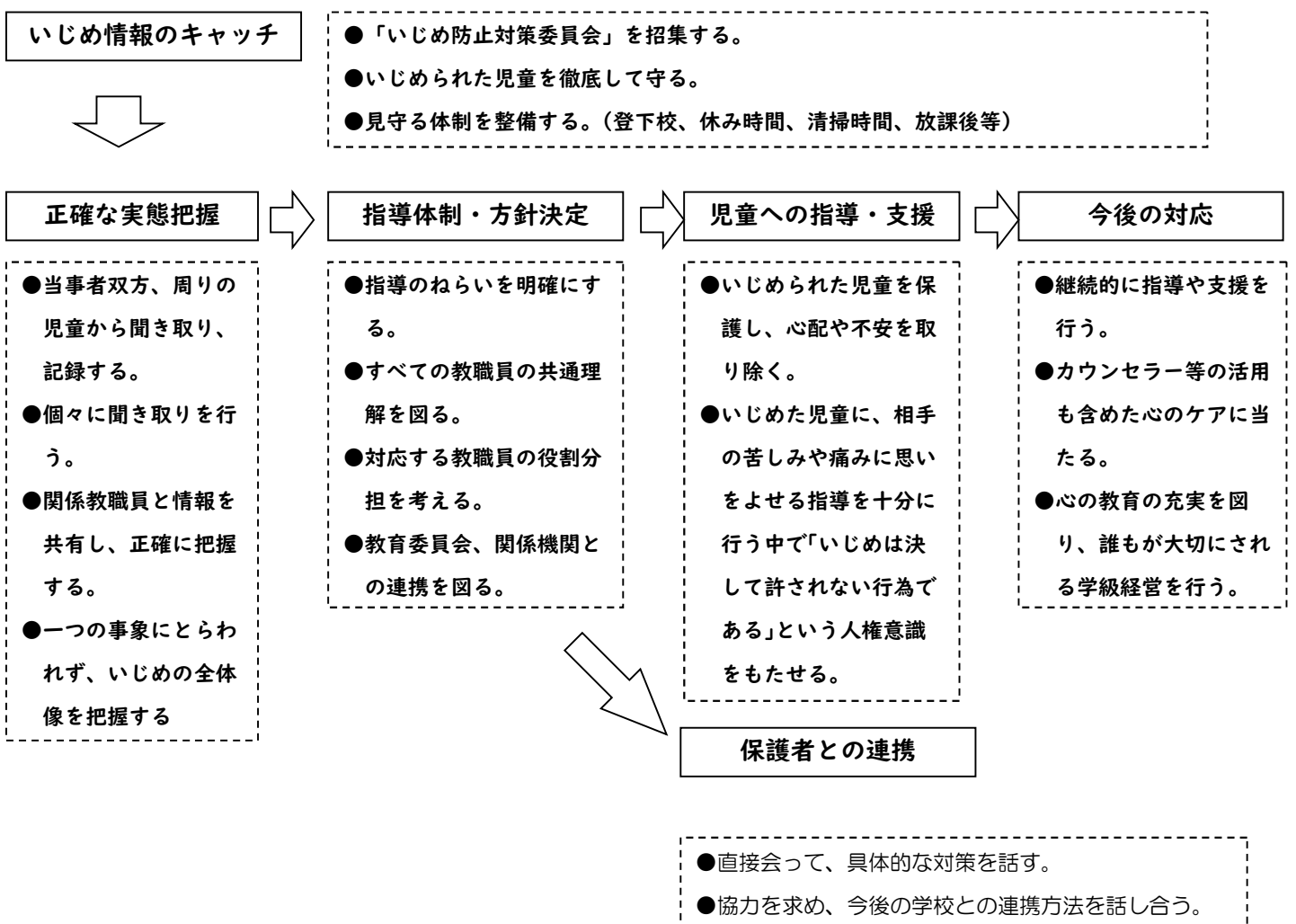
- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・児童の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

●周りの児童たちに対して

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。
- ・いじめに関する報道や、体験事例の資料をもとに話し合い、自分たちの問題として意識させる。

☆各種対応のマニュアル☆

I いじめ対応の基本的な流れ

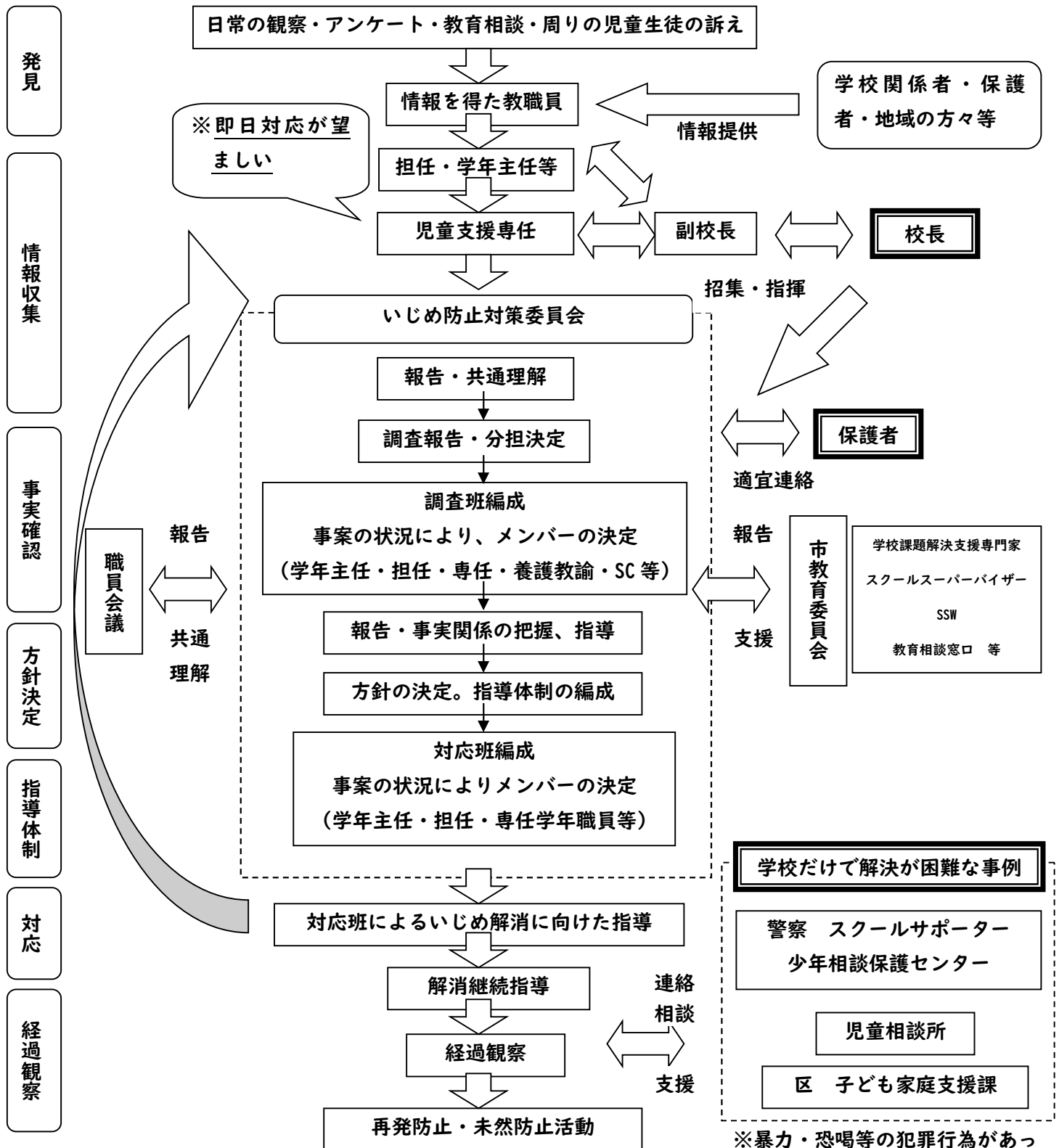


II いじめが起こった場合の組織的対応の流れ(学校全体の取り組み)

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応することが大切である。学級担任が一人で抱えこみ、配慮に欠ける対応をしたため、児童をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうことがある。

そういった状況を避けるためにも、いじめ防止対策委員会による緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組むことが必要である。

校長のリーダーシップによる迅速な初期対応



Ⅲ ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルにする指導力の向上に努める必要がある。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

<未然防止・早期対応に向けて>

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行うことが重要である。

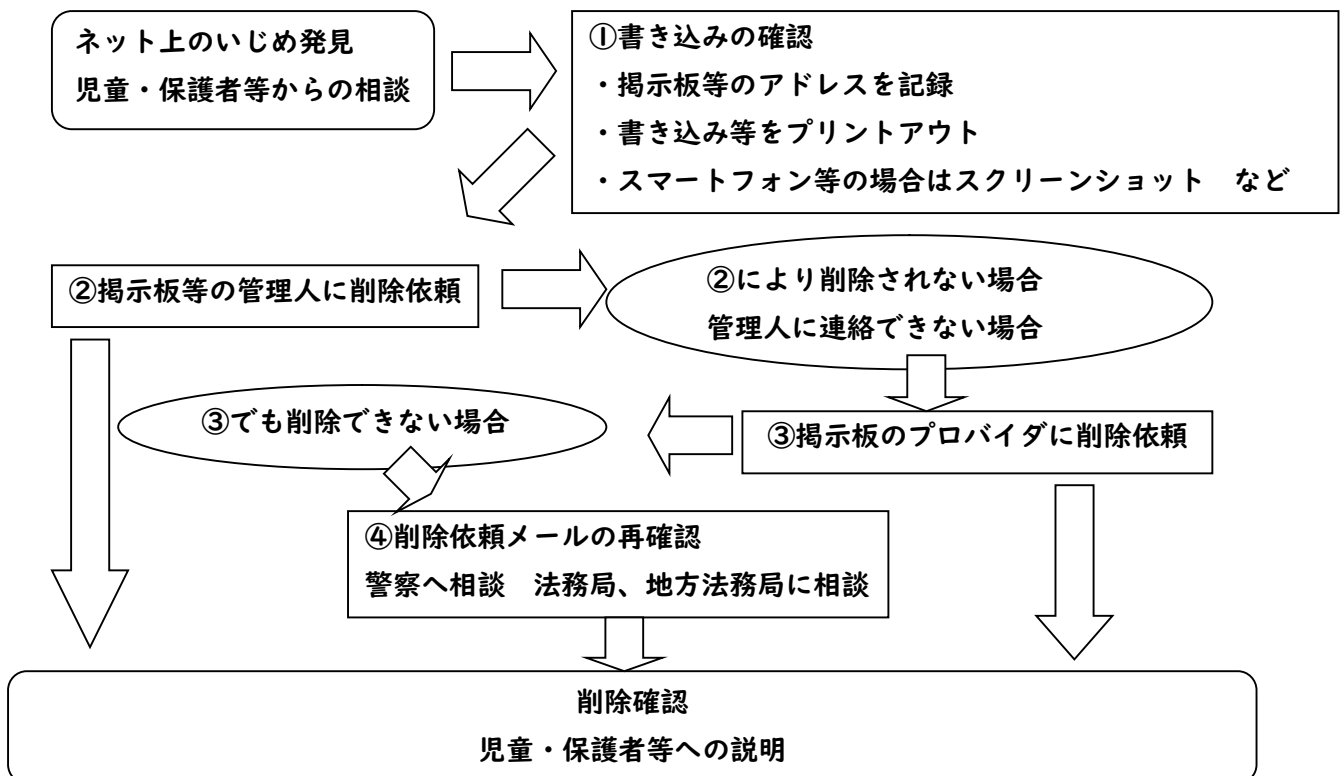
【保護者会で伝えたいこと】

- 子どものPC・スマートフォン・ゲーム機等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るためのルール作りを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン等特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に児童たちに深刻な影響を与えることを認識すること
- 家庭では、メール・SNS等を見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること

【情報モラルに関する指導の際、児童たちに理解させるポイント】

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- 違法情報や有害情報が含まれていること
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺、傷害など別の犯罪につながる可能性があること

【書き込み等の削除の手順(参考)】



④いじめの解消

【いじめ解消の要件】

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある

- いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

【いじめ解消に至るまでの支援及び継続した指導】

- いじめられた児童の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして定期的にかかわり、自信を取り戻させる。
- いじめられた児童、いじめた児童双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- いじめが解決したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う事を怠ってはならない。
- 教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

⑤教職員への研修

本校においては、「いじめ防止基本方針」を活用した校内研修を実施し、いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図ることが必要であると考えます。

また、教職員一人ひとりに様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や、カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施することが求められる。

さらに、初任者等の若い教職員に対しては、校内での初任者研や各年次研修、メンター研修が円滑に実施されるよう、配慮する必要があります。

●研修例

<カウンセリング・マインド研修>

すべての教職員を対象としたカウンセラーによるカウンセリング・マインドの向上を目的とした研修。カウンセリングの技法やストレスマネジメント等研修内容は多岐にわたる。

<初任者研修、各年次研修、メンター研修>

先輩が後輩に対し具体的な仕事を通じて、必要な知識・技術・技能・態度などを意図的・計画的・継続的に指導し、修得させることによって全体的な力量を育成する活動である。

⑥学校運営協議会等の活用

保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」等や青少年の健全育成を目指す「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

⑦取組の年間計画

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組むことが大切である。

計画を作成するにあたっては、教職員の研修、児童への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進することが重要である。

《いじめ防止等の取組の年間計画》

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員会議等	学校説明会等による保護者周知・啓発 いじめ防止対策委員会 ・指導方針 ・指導計画等	児童理解情報交換(通年) いじめ防止対策委員会(通年・月1回以上定期開催) ・「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施 (記名式アンケート・教育相談)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 事案発生時、緊急対応会議の開催 </div>		職員研修会	
担任	学級の実態把握(学級経営案)	支援・指導プランの決定、取り組み				
防止対策	いじめ実態把握調査(通年)	学級・学年づくり 人間関係づくり (Y-P アセスメントシート) (社会的スキル横浜プログラム) 支援検討会	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 横浜子ども会議(上飯田中ブロック) ⇒ 泉区 </div>			夏季休業明け不登校支援
早期発見	専任・養護教諭・担任情報交換・連携(通年)		保護者面談(通年) (場合によっては教育相談へ)			

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議等	いじめ防止対策委員会 ・情報共有 ・後期の計画		いじめ防止啓発月間 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">いじめ解決一斉キャンペーン</div>		まち懇・学校説明会等地域への発信	いじめ防止対策委員会 ・まとめ ・課題検討
担任	経営案修正		人権週間	いじめアンケート分析		次年度へ
防止対策	学級・学年づくり 人間関係づくり (Y-P アセスメントシート) (社会的スキル横浜プログラム) 支援検討会		人権週間	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 横浜子ども会議(上飯田中ブロック) </div>		
早期発見		保護者面談 (場合によっては教育相談へ)				教育相談 次年度へつなげる

(4) 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

【重大事態の報告】

学校は、重大事態であると思われる案件が発生した場合（疑いを含む）には、直ちに教育委員会、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。

【事実関係を明確にするための調査の実施】

事実関係を可能な限り網羅的に明確にし、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態の対処や同種の事態の発生防止を図る。

●いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合

いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合、いじめられた児童から十分に聞き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。この際、いじめられた児童を守ることを最優先とした調査実施が必要である。

●いじめられた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合

当該児童の入院や死亡などにより、いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。

【調査結果の提供および報告】

いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供及び調査結果の報告を行う。また、事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。

(5) いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCA サイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。